

住まい探しでお困りの方向け

板橋りんりん住まいるネット 居住支援サービスのご案内



板橋区居住支援協議会

住まいが見つからない・保証人や緊急連絡先が見つからないなど、住まいのお困りごとについて相談できる窓口です。相談者の個々の状況に応じ、入居可能な民間賃貸住宅情報の提供及びあっせんから、入居後・退去に至るまでの伴走型支援の導入を行います。 <場所> 板橋区役所北館5階④住宅政策課窓口

◆ 住み替えの相談をする前に、本当に住み替えが必要か考えてみましょう

住まいを変えるには、物件探しから契約・引っ越しまで、多くの手続きと費用が伴います。

新しい環境への適応には時間もかかり、精神的な負担も少なくありません。

まずは、「住み替え前に知っておきたい負担と注意点」を確認していただき、住み替えしたほうが良いか考えてみましょう。

住み替え前に知っておきたい負担と注意点

★理解した場合は項目をチェックしてください。

- 物件探しは時間も費用(交通費等)もかかります。
- 家賃を下げると、間取りが狭くなる・部屋数が減るケースが多くあります。
- 引っ越しが決まると、梱包作業と不用品の整理・処分が必要になります。
- 現在通っている病院、デイサービス、学校等に通えなくなる可能性があります。
- 新居用に照明・カーテンなど、買い揃えなければならない可能性があります。



★全部チェックが付きましたら、次のステップに進みましょう。

【住まい探し相談前の事前チェックリスト】

- ▶ 現在の困りごとは、住宅そのものが原因と言えますか？ (はい ・ いいえ)
- ▶ 更新料や更新後家賃が原因であれば大家さんや不動産会社に相談しましたか？ (はい ・ いいえ)
- ▶ 緊急連絡先になってくれる方はいますか？ (はい ・ いいえ)
- ▶ 転居時に必要な初期費用の準備はありますか？ (はい ・ いいえ)



住宅そのものが原因!?

【住み替えによる解決が可能な場合】

老朽化による立ち退き・家族が増え、家が狭くなった・段差による転倒リスク・階段昇降ができなくなったなど

【住み替えしても解決できない可能性がある場合】

近隣との人間関係が辛い、家族構成や生活リズムが変わった、収入が減って家賃負担が重いなど

緊急連絡先とは

【緊急連絡先】

入居者への連絡がとれない際に、代わりに連絡を受ける人のことです。未払い家賃などの金銭を請求されたり、法的な責任を負わされることはありませんが、「連絡の橋渡し役」として、氏名と連絡先を登録するものです。緊急連絡先は **3 親等以内等の親族が必須**になることもあります。

保証人(連帯保証人)とは

【保証人(連帯保証人)】

賃貸住宅を借りた人(入居者)が、家賃が払えなくなったり、契約上の責任を果たせなかった場合に、代わりに責任を負う人のことです。

保証人は…入居者が家賃を払えなくなったあとで責任を負う人で、「まず本人に請求してください」と主張できる

連帯保証人は…家賃滞納や修繕費などについて、入居者と同じ責任を負う人。

大家さんは👉 最初から連帯保証人に直接請求できる。

初期費用の種類と目安一覧

費用の種類	おおよその目安	
敷金	家賃の1~2か月分	退去時の修繕や未払いがあった場合に備えて、あらかじめ大家さんに預けるお金 ※余れば返還されます
礼金	家賃の0~1か月分	部屋を貸してもらうお礼として、大家さんに支払うお金 ※返金はされません
仲介手数料	家賃の1か月分+税	物件を紹介・契約してくれた不動産会社へ支払う手数料
前家賃	初月日割り+翌月分	入居する月の家賃を、契約時に先払いするもの ※契約日や入居日により日割りになることもあります。
損害保険料(单身)	約1.5~2万円(2年)	火事や水漏れなど、万が一の事故に備えるための保険料
家賃債務保証料	家賃の0.5~1か月分程度	連帯保証人の代わりに、保証会社を利用するための費用
鍵交換費、夜間問い合わせサービス等その他初期費用	合計1.5~6万円程度	防犯上、入居前に鍵を交換する費用等 物件によって契約に必須なものが変わってきます
引っ越し費用(单身)	5~15万円程度	引っ越し業者に支払う荷物の運搬費用 ※荷物量・距離・時期により大きく変動

上記の費用をすべて合算した場合、引越し時に一度に必要となる概算総額は次のとおりです。

転居後の家賃だけを比較するのではなく、この初期費用を必ず事前に確認しておきましょう。



たとえば、家賃7万円の物件へ、お一人で転居する場合にかかる費用

想定家賃

月額 70,000 円

引越し時に必要な概算総額

約 55 万円

この金額はあくまで目安です。

敷金が1か月の物件、礼金なしの物件、その他初期費用の内容、引っ越し時期・業者によって変わります。また、新しい物件に必要な消耗品や家具家電や不用品の廃棄にも費用がかかります。

▶ 空き物件は常に変動しています。 ➡ 返事を保留にしている間に、他の方に決まってしまうことがよくあります。

▶ 内見後はすぐに意思決定をすることが求められます。 事前に家族や信頼できる方等とよく話し合しましょう。

◆ 住まいのお困りごと(入居前・入居中・退去時)についての居住支援サービスを紹介します。



入居前の支援



① 住まい探しの相談

【住宅情報ネットワーク事業】

「アパートの取り壊しによる立ち退き」「高齢で不動産店に断られた」など、ご自身では物件が見つからない場合、宅地建物取引業協会第九ブロック及び全日本不動産協会城北支部の協力を得て、**民間賃貸住宅(物件)の情報提供**を行っています。

また、ご相談状況により必要と判断した場合は、物件情報提供以外に関係機関および制度への案内・接続や、居住支援サービスの紹介および導入支援等を実施します。

※まずは下記の電話相談受付日時にお電話にてご相談ください。

【電話相談受付日時】

・毎週月曜日・木曜日(祝日の場合は翌平日に実施) 8時30分～17時00分

※電話相談の結果、対面での相談が必要な方は毎週火曜日(祝日および年末年始は休み)13時～17時の間の面談の予約を受付いたします。なお、面談は完全予約制の為、必ず電話相談が必要です。

【対象者】

住宅の確保に配慮が必要な者(低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者)

※生活保護を受給中の方は対象となりません。担当のケースワーカーにご相談ください。

【相談事例】

- ☑ 立退きで新しい家を探さなければならない。
 - ☑ 不動産店で「高齢」を理由に断られてしまった。
 - ☑ 同居者が減って安い家賃の物件に引っ越したい。
- ※ご希望の条件によっては物件が見つからないこともあります。
※居住支援サービスは原則としてお金がかかります。

【問合せ先】

株式会社ホッとスペース東京(委託先) ☎ 03-4346-4195

※相談員による電話が埋まっている場合は不通となります。時間を置いてお掛け直してください。

※住まい探しのご相談は無料です。

住宅政策課住宅政策推進係 ☎ 03-3579-2186

相談から住み替えまでの流れ

STEP 1 電話相談(受付日時指定)

- ・受付日時内にご相談者様よりお電話ください。
 - ・現在の住まいの状況・お困りごと・転居の必要性、希望物件の条件(家賃・間取り・エリア等)、初期費用・緊急連絡先についてお聞きします。
 - ・住み替え以外に解決策がある場合は、適切な窓口をご案内します。
- ※ 緊急連絡先や初期費用の準備が整っていても、相談をお断りすることはありません。

受付日時 毎週月曜日・木曜日(祝日の場合は翌平日に実施) 8:30 ~ 17:00

電話番号 ☎ 03-4346-4195

- ※ 相談員による電話が埋まっている場合は不通となります。時間を置いてお掛け直してください。



STEP 2 面談の予約(必要な方)

- ・電話相談の内容をもとに、対面でのサポートが必要と判断された方に、面談をご案内します。
 - ・ご希望の日程をお伺いし、予約をお取りします。面談場所は板橋区役所です(詳細はご予約時にご案内します)。
- ※ 電話相談のみで解決できる場合は、面談に進まないこともあります。



STEP 3 面談(必要な方)

- お名前・年齢・住所・収入・資産などの個人情報をお聞きします。
 - ・住み替えの必要性・希望条件を整理し、今後の支援方針を一緒に確認します。
 - ・必要に応じて、関係機関(福祉・医療等)への連携もご提案します。
- ※ キャンセルの場合は必ず連絡をお願いします。

実施日時 毎週火曜日(祝日および年末年始は休み) 13:00 ~ 17:00 の間 (相談時間:60分以内)



STEP 4 物件紹介

- ・物件情報が見つかった場合や、さらに詳細の条件確認等で窓口相談員または不動産店から連絡が入ります。
- ※ メール受信設定や通知設定の確認をして、メールが来たらすぐに対応できるようにしてください。
- ※ お電話でご連絡をすることもあります。不通・折り返しなど電話トラブルにご注意ください。留守番設定をおすすめします。
- ※ ご希望の条件によっては、物件が見つからない場合もあります。



STEP 5 内見・審査・契約

- ・物件見学(内見)や契約は通常の賃貸契約の手続きに沿って、原則ご自身で行ってください。
 - ・物件見学同行や契約のお手伝いなどの支援は、相談の状況に応じて、必要と判断された場合に実施します。
 - ・必要に応じて見守りサービス等の居住支援サービスの紹介や導入支援を行います。
- ※ 物件の確保・契約保留はできません。できる限り速やかなご判断をお願いします。
- ※ 契約費用や家賃が安くなるものではありません。また、審査があります。

本相談は無料・秘密厳守です。お気軽にお電話ください。

② 保証人がいない方

【家賃等債務保証支援制度】

保証人の見つからない方が安心して入居を進めるための支援事業として、民間保証会社と協定を結んでいます。

【初回保証料:月額家賃と共益費等の30%(1~2年分※保証会社により異なる)】

【対象者】

- (1) **高齢者**(60歳以上の方のみで構成される世帯)
- (2) **障がい者世帯**(身体障害者手帳4級以上又は精神障害者保健福祉手帳3級以上又は愛の手帳4度以上の方を含む世帯)
- (3) **子育て世帯**(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養義務のある子とのみ同居する世帯)
- (4) **被災者**(地震、風水害、火災等で現に居住している住宅が被災)
- (5) **低額所得者世帯**(年間総所得金額から扶養控除等の額を控除した後の月平均額が、158,000円以下の世帯)

住宅政策課住宅政策推進係 ☎ 03-3579-2186

③ 緊急連絡先がない方

【入居者支援サービス】

「保証人がいない」「高齢でお部屋探しが難しい」等の相談を解決します。団体会員の取引先(不動産会社)から物件を収集し、賃貸契約を支援します。緊急連絡先(法人)の紹介も受けられます。

【部屋探しに係る費用無料※保証会社への保証料は別途必要】

【対象者】

どなたでも

一般社団法人全国保証機構 ☎03-6809-1168

④ 住宅を失った方

【住居確保給付金】※支給には一定の支給要件と支給額の上限があります

- ① **家賃補助**
就職に向けた活動をする事などを条件に一定期間、家賃相当額を支給します。
- ② **転居費用補助**
家計の改善に向けた活動をする事などを条件に転居費用(引っ越し費用)を支給します。

【対象者】

離職や減収により家賃の支払いが困難になり、住居を喪失又は喪失する恐れのある方

いたばし暮らしのサポートセンター

板橋本部☎03-6912-4591 赤塚分室☎03-6904-1332 志村分室☎03-5948-7088



⑤ 生活に困った方

【生活困窮者自立支援制度】

「生活に困っているが、どこに相談したらいいのかわからない」「このままだと家賃を支払うことができなくなる」など、生活・仕事・家計に関することでお悩みの方のための総合相談窓口です。

※生活保護受給中の方の生活・仕事・家計に関するご相談は、担当ケースワーカーにご相談ください。

【対象者】

○板橋区在住の方

いたばし暮らしのサポートセンター

板橋本部 ☎03-6912-4591 赤塚分室 ☎03-6904-1332 志村分室 ☎03-5948-7088

○板橋区在住のひとり親家庭・離婚を考えている方

ひとり親家庭(離婚前含む)相談窓口 ☎03-6909-6205

【生活保護制度】

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

※生活保護受給中の方の住み替えに関するご相談は、担当のケースワーカーにご相談ください。

【対象者】 どなたでも

板橋福祉課 ☎03-3579-2322

赤塚福祉課 ☎03-3938-5126

志村福祉課 ☎03-3968-2331

⑥ 倒れたときの不安

【緊急通報システム】

自宅内で突然具合が悪くなり、通報機やペンダントのボタンを押したとき、又はセンサーが異常を感知したときに、緊急通報システム事業者に通報が入ります。24時間体制で待機しているスタッフが通報機等で安否確認を行い、状況に応じて、現場派遣員の出動や119番通報、登録した緊急連絡先への連絡を行います。緊急時以外にも、健康・医療等について相談することができます。

【住民税課税世帯月額 1,400 円 非課税世帯月額 400 円 生活保護世帯無料】

【対象者】

(1) 65歳以上のひとり暮らし

(2) 高齢者のみの世帯

(3) 日中独居世帯(同居の方が週5日以上、かつ通勤時間帯を含む1日8時間以上の就労があり、独居状態が1日8時間以上続く世帯)

高齢政策課高齢者相談・給付係 ☎03-3579-2464

⑦ ひとりで不安

【高齢者安否確認コール】

コールセンターから定期的な電話による安否確認を行います。不通の際、緊急連絡先の方等へお知らせすることで、家族等による安否確認の支援を行います。

※週2回以内、月曜～金曜日(祝日・年末年始を除く)。

【対象者】

65歳以上のひとり暮らし(65歳以上の方のみ世帯や同居家族の安否確認が困難な状況にある世帯を含む)

高齢政策課高齢者相談・給付係 ☎03-3579-2464

⑧ 日常生活に不安

【成年後見制度】

・成年後見制度の利用を支援します。【相談無料・予約制】

【地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)】

・福祉サービスの利用援助や金銭管理サービスとして家賃支払い支援等を行います。【相談無料・サービスの利用は有料】

【対象者】

認知症の症状や物忘れのある方、知的障がい、精神障がいによって不安を抱えている方

板橋区社会福祉協議会権利擁護いたばしサポートセンター ☎03-5943-7070



死亡時の支援



⑨ 孤独死などの不安

【あんしん居住制度】

万が一の備えとして「葬儀の実施」・「残存家財の片づけ」を行います。高齢者等とそのご家族、大家さんなどの不安を解消します。(生前・有料の契約です。)

【対象者】

預り金型=都内(島しょ除く)のどなたでも

月払型=年齢等制限あり

公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター ☎03-5989-1784

⑩ 居住支援法人

【居住支援法人とは】

賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人

【居住支援法人提供サービス】

★入居までの支援

- | | |
|----------------------------|--------------------------------|
| ① 住まいに関する相談 | ⑥ 家賃債務の保証 |
| ② 不動産業者・物件の紹介 | ⑦ 事業所(法人)で借り上げて入居支援
(サブリース) |
| ③ 内覧同行・賃貸借契約時の立会い | ⑧ シェルター等への一般的な入居支援 |
| ④ 支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート | ⑨ 引っ越し時の支援 |
| ⑤ 賃貸借契約時の保証人の引受 | |

★入居後の生活継続支援

- | | |
|---------------------------|-----------------------------|
| ⑩ 安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆けつけなど) | ⑮ 近隣や家主とのトラブル対応 |
| ⑪ 定期、または随時の訪問(見守り、声掛け) | ⑯ 就労支援 |
| ⑫ 生活支援(家事、買い物支援等) | ⑰ 死後事務委任等(行政への諸手続き、関係者への連絡) |
| ⑬ 金銭、財産管理 | ⑱ 家財処分、遺品整理 |
| ⑭ 近隣との関係づくり、サロン等への参加 | ⑲ 葬儀、納骨等 |

【対象者】

どなたでも

【東京都居住支援法人一覧】

東京都の指定する居住支援法人の紹介を参照してください

◆ 対象者・費用等の詳細は、各問い合わせ先にご確認ください。



東京都ホームページより



おとしより相談センター 一覧

高齢者の生活に関することなど、様々な相談をお受けしています。

令和8年6月現在

窓口名称	担当地区	問合せ先
板橋	加賀1丁目、2丁目(1番～5番、12番～18番)、板橋1丁目、2丁目(1番～17番、22番～53番、56番～69番)、3丁目・4丁目、大山東町(17番、19番、21番～25番、28番、30番～55番)	加賀1-3-1 ☎ 5248-2892
熊野	板橋2丁目(18番～21番、54番、55番)、大山金井町、大山東町(1番～16番、18番、26番、27番、29番)、熊野町、中丸町、幸町(1番～6番)、南町	中丸町27-11 ☎ 5926-6566
仲宿	加賀2丁目(6番～11番、19番～21番)、稻荷台、仲宿、氷川町、栄町	氷川町38-6 ☎ 5944-4611
仲町	大山町、幸町(7番～66番)、大山西町、弥生町、仲町、中板橋、大山東町(20番、56番～60番)	仲町20-5 ☎ 5917-5201
富士見	本町、大和町、双葉町、富士見町	大和町26-3 ☎ 6905-6425
大谷口	大谷口1丁目・2丁目、大谷口上町、大谷口北町、向原1丁目～3丁目、小茂根1丁目・2丁目	向原3-7-8 ☎ 5964-5620
常盤台	上板橋1丁目～3丁目、常盤台1丁目～4丁目、南常盤台1丁目・2丁目、東新町1丁目	常盤台4-36-6 ☎ 5398-8651
清水	清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町	泉町16-16 ☎ 3558-6500
志村坂上	志村1丁目～3丁目、小豆沢1丁目～4丁目、坂下1丁目(1番～26番、28番)、東坂下1丁目、相生町(1番～12番11号、13番～16番)	小豆沢1-12-4 ☎ 3967-2131
中台	若木1丁目～3丁目、中台1丁目～3丁目、西台1丁目・2丁目(1番～30番4号、41番、42番)・3丁目(1番～46番、48番～54番)・4丁目	若木1-21-3 ☎ 3933-8875
蓮根	蓮根1丁目～3丁目、坂下1丁目(27番、29～41番)・2丁目・3丁目、東坂下2丁目、相生町(12番12号・13号、17番～26番)	東坂下2-2-22 ☎ 5970-9106
舟渡	舟渡1丁目～4丁目、新河岸1丁目・2丁目、高島平7丁目～9丁目	舟渡3-4-8 ☎ 3969-3136
前野	前野町1丁目～6丁目	前野町2-30-9 ☎ 5915-2636
桜川	小茂根3丁目～5丁目、東山町、東新町2丁目、桜川1丁目～3丁目	東新町2-36-5 ☎ 3959-7485
下赤塚	赤塚1丁目・2丁目・5丁目(1番～17番)・6丁目～8丁目、赤塚新町1丁目～3丁目、大門、四葉1丁目(3番10号、4番～31番)・2丁目	四葉2-21-16 ☎ 3930-1821
成増	赤塚3丁目・4丁目・5丁目(18番～36番)、成増1丁目～4丁目	成増4-14-18 ☎ 3939-0678
三園	高島平4丁目～6丁目、成増5丁目、三園1丁目・2丁目、新河岸3丁目	成増5-6-3 ☎ 3939-1101
徳丸	西台2丁目(30番5号～17号、31番～40番)・3丁目(47番、55番～57番)、徳丸1丁目～8丁目、四葉1丁目(1番～3番(3番10号を除く))	徳丸3-32-28 ☎ 5921-1060
高島平	高島平1丁目～3丁目	高島平2-32-2 ☎ 5922-5661

賃貸借契約に関する相談先

家主・地主の方から更新を拒否されたなどの契約に関するトラブルの相談に、専門家が助言を行います。【相談無料】

制度・事業名	概要	問合せ先
区民相談 (法律相談・不動産取引相談)	弁護士による法律相談、宅地建物取引士による不動産取引相談があります。予約制で面談の上、助言します。 【法律相談】月曜～金曜13時～16時 ☆水曜の夜間相談は17時～19時 ☆水曜13～16時 赤塚支所でも実施中 【不動産取引相談】火曜13～16時	広聴広報課 区民相談室 ☎03-3579-2288 ※予約制
賃貸ホットライン	民間賃貸住宅に関する原状回復や入居中の管理、契約の更新などの相談(電話・面談)に応じています。面談相談については、電話による事前の予約が必要です。	東京都住宅政策本部 民間住宅部 不動産課 ☎03-5320-4958
日本司法支援センター (法テラス東京)	法制度や相談機関の案内及び不動産に関するトラブルなど 民事・行政事件について経済的に余裕がない方を対象に無料法律相談を行い、必要な場合には弁護士・司法書士費用等の立替えを行います。(法律相談は要予約)	法テラス・サポートダイヤル ☎0570-078374 ※IP 電話ご利用の方は ☎03-6745-5600

公的住宅のご案内

1 都営・区営・改良・区立高齢者住宅

住宅に困っていて、所得が定められた基準(低額所得者)内にある方を対象とした賃貸住宅です。

(1)年間募集予定

募集時期や内容等が変更になる場合や、空室がない等の事情により募集を行わない場合があります。

詳しくは、募集の都度配布される「募集案内」や広報紙等をご覧ください。

○都営住宅【抽せん方式(★ポイント方式・随時募集(先着順)以外)】

募集時期	募集住宅の種類	対象世帯			
		2人以上世帯	居住年数	単身者	居住年数
5月上旬 11月上旬	一般募集	一般世帯 若年夫婦・子育て世帯(☆)	都内居住	60歳以上の方等※	都内居住 3年以上
8月上旬 2月上旬	一般募集	—	—	60歳以上の方等※ 車いす使用者世帯	都内居住 3年以上
	ポイント方式 (★)	ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障がい者世帯、 多子世帯、特に所得の低い一般世帯	都内居住 3年以上	—	—
	シルバーピア	65歳以上の2人世帯 (配偶者はおおむね60歳以上)	都内居住 3年以上	65歳以上	都内居住 3年以上
5月下旬 11月下旬	地元割当 (板橋区民対象)	一般世帯	区内居住	60歳以上の方等※	区内居住 3年以上
毎月募集		一般世帯 若年夫婦・子育て世帯・結婚予定者(☆)	都内居住	60歳以上の方等※	都内居住 3年以上
随時募集		一般世帯	都内居住	60歳以上の方等※	都内居住 3年以上

★ポイント方式…抽せんをしないで、住宅に困っている度合いの高い方から順に、募集戸数分までの世帯を入居資格審査対象者とする方式

☆定期使用住宅…(原則10年間入居できる期限付き住宅)

○区営住宅・改良住宅・区立高齢者住宅(けやき苑)【抽せん方式】

募集時期	募集住宅の種類	対象世帯			
		2人以上世帯	居住年数	単身者	居住年数
5月下旬	区営住宅	一般世帯	区内居住 1年以上	—	—
	改良住宅	一般世帯	区内居住 1年以上	60歳以上の方等※	区内居住 1年以上
	高齢者住宅(けやき苑)	65歳以上の2人世帯	区内居住 3年以上	65歳以上の方	区内居住 3年以上
2月下旬	特定区営住宅	一般世帯	区内居住 1年以上	60歳以上の方等※	区内居住 3年以上
		車いす使用者世帯		車いす使用者	

※60歳以上、心身障がい者、生活保護受給者、DV被害者の方等

○居室内で病死等があった都営住宅の募集…家族向け:年2回(5月上旬・11月上旬)、単身者向け:年4回(5月上旬・8月上旬・11月上旬・2月上旬)の定期募集および毎月募集と併せて行う予定です。

(2) 募集期間を知る方法・問合せ先

◆都営住宅			
①都広報紙「広報東京都」	毎月1日発行(募集月発行分に掲載)	 (都営住宅募集)	
②ホームページ(JKK 東京)	https://www.to-kousya.or.jp/toeibosyu/index.html		
③区広報紙「広報いたばし」	毎週土曜日発行(募集時期の約1週間前の号に掲載)		
④都営住宅募集センター	☎3498-8894		
⑤随時募集専用ダイヤル	☎5467-9266		
都営住宅入居者募集サイト(スマートフォンやパソコンから都営住宅の申込みができます。)			
https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/toei online/index.html		 (募集サイト)	
JKK 東京(東京都住宅供給公社) 都営住宅入居者募集サイトコールセンター ☎0570-050-410			
◆区営住宅(特定区営住宅含む)・改良住宅・区立高齢者住宅・都営住宅(地元割当)			
①区広報紙「広報いたばし」	毎週土曜日発行(募集時期の約1週間前の号に掲載)	 (②区住宅募集)	
②募集に関すること	https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/sumai/moushikomi/index.html		 (③指定管理者 HP)
③区営住宅・改良住宅に関すること	(株)東急コミュニティー(指定管理者) ☎5943-5006 https://www.itabashi-kuei.jp		
④高齢者住宅・都営住宅(地元割当)に関すること	住宅政策課住宅運営係 ☎3579-2187		

2 都民住宅

中堅所得者(都営・区営住宅等の所得基準を超える方)を対象とした賃貸住宅です。

※申込資格等の詳細は、東京都住宅供給公社各募集センターへご確認ください。

JKK 東京ホームページ <https://www.to-kousya.or.jp/>



(JKK 東京 HP)

3 JKK 住宅・UR賃貸住宅

(1) JKK 住宅 ☎03-3409-2244

JKK 東京が建設・管理する住宅です。

※申込資格等の詳細は、JKK東京(東京都住宅供給公社)へご確認ください。

JKK 東京 公社住宅募集センターホームページ

<https://www.to-kousya.or.jp/chintai/index.html>



(JKK 住宅)

(2) UR 賃貸住宅 ☎0120-411-363

独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)が管理する賃貸住宅です。

※申込資格等の詳細は、UR都市機構へご確認ください。

UR都市機構 賃貸住宅募集案内総合窓口

<https://www.ur-net.go.jp/chintai/>



(物件検索)

